

飲み水を 未来につなごう ほくたちで

## あしよろの上下水道

～ 6月1日から6月7日までは、第63回「水道週間」です ～

## 生活も ウイルス予防も 蛇口から

水道は、生活や経済活動を支える大切な役割を果たしています。町は、安全な水を安定して供給することに努めています。

## メーター器取替工事にご協力ください

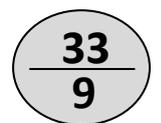
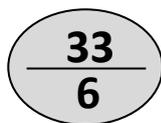
お客様が使用されているメーター器が正確な計量で検針できるよう、計量法により有効期間が8年と定められています。

そのため、メーター器（私設メーター器を除く）の有効期限が満了となるまでに、計画的に取り替えていきます。

メーター器の取替作業は、建設課上下水道室で契約した請負業者が行います。

**お客様にメーター器取替費用を請求することはありません。**

- 取替作業時にお客様が立会する必要はありません。
- メーターボックスの上には物を置かないでください。
- メーター器取替完了後、水の使い始めに空気や濁った水が出ることがあります。しばらく出していただくと通常の状態に戻ります。
- 取替対象はメーター器側面のシールが平成33年6月～9月対象です。



## 足寄町建設課上下水道室 令和3年度満期メーター器取替工事（前期）一覧

工事名	施行場所	施行期間	請負業者
上水道事業用メーター器取替工事（その3）	南2条2～5丁目、南3条1丁目、南3条3丁目、南3条5丁目、南7条4丁目 南5条4～6丁目、南6条3～5丁目、南6条7丁目、南7条1丁目	5月10日～8月31日	有限会社 むとう
上水道事業用メーター器取替工事（その4）	栄町1～2丁目、郊南1丁目、西町2～4丁目、里見が丘	5月10日～8月31日	有限会社 白沢文栄堂
上水道事業用メーター器取替工事（その5）	西町5丁目、西町7～9丁目	5月10日～8月31日	有限会社 コミヤマ
上水道事業用メーター器取替工事（その6）	北2条4丁目、北3条1丁目、北5～6条1丁目、旭町1丁目、旭町3～4丁目 下愛冠1丁目、下愛冠3～4丁目	5月10日～8月31日	株式会社 マルヨ産業

お問い合わせ

足寄町役場 建設課 上下水道室 Tel.0156-28-3868（内線357）